

## 新規事業

# 子ども食堂 子ども宅食

## の開設・運営団体を応援!

### 子ども食堂等運営支援補助金

子どもたちの健やかな成長を育むとともに、生活に困窮する世帯やひとり親家庭の子どもたちを対象に子ども食堂・子ども宅食を開設・運営する団体に対して助成します。



子ども食堂…上記の子どもたちを対象に、食事を提供する場所

子ども宅食…上記の子どもに定期的に食品を届ける取り組み

**対象\*** 以下の要件を全て満たす団体であること

- ①市内の組織・団体で定款、会則などを備えている
- ②税金の滞納をしていない
- ③福祉関係機関と連携が可能(子ども宅食のみ)

## 児童手当現況届の受付がはじまります!

児童手当の受給者は、毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。これは、毎年6月1日現在の状況を記入し、児童手当を引き続き受給する要件にあるかを確認するためのものです。届出が必要な方には6月上旬に書類を郵送します。

提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので必ず6月30日(水)までに提出してください。



## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 児童一人当たり一律5万円

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、特別給付金を支給します(既に受給している方を除く)。

\*詳しくはお問い合わせください。

# たかやまこ



## 子育て応援します\*

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140

### 助成対象事業の要件(主なもの)

- ①市内で開設・運営
- ②支援を必要とする子どもと保護者が利用
- ③料金が無料または低額(実費相当)
- ④開始月からその年度末までの月数以上実施  
(\*回数については、特別な要件有り)
- ⑤保健所の指導に基づき必要な衛生管理を実施

**助成額** 対象経費の1/2

**助成限度額** 新設・拡充費用 150万円/1カ所

既存の運営費用 30万円/1カ所

(年48回以上開催の場合60万円/1カ所)

**対象経費** 子ども食堂・子ども宅食の運営にかかる経費(詳しくはお問い合わせください)

**助成期間** 5年

問合せ 子ども発達支援センター ☎ 35-3179

## 多世代同居促進事業補助金

### -今年度で制度終了。ご利用はお早めに-

市内で新たに多世代同居(近居含む)しようとする子育て世帯の住宅の新築・取得・改修に要する費用の一部を助成しています。契約前に申請が必要ですので事前にご相談ください。



**対象経費** 住宅取得経費や建築工事

(いずれも50万円以上)

\*令和4年3月31日までに同居が開始されること  
(令和3年度でこの制度は終了します)

**助成率** 対象経費の2/3

(上限133.3万円、近居66.6万円)

\*ただし、取得の場合は、対象経費の1/2(上限100万円、近居50万円)

\*詳しくはお問い合わせください。